

大口町告示第46号

大口町行政手続における押印廃止に係る秘書広報室所管の要綱の整備に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町行政手続における押印廃止に係る秘書広報室所管の要綱の整備  
に関する要綱

(大口町有料広告掲載事業に関する要綱の一部改正)

第1条 大口町有料広告掲載事業に関する要綱(平成19年大口町告示第108号)  
の一部を次のように改正する。

様式第1中「㊟」を削る。

(大口町後援名義使用に関する要綱の一部改正)

第2条 大口町後援名義使用に関する要綱(平成23年大口町告示第80号)の一  
部を次のように改正する。

様式第1、様式第4及び様式第6中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。